

どの行はれるものあり、十九年利家の後室芳春院の江戸より歸つてからは、利常がその母の娯樂として、屢昔曲諸藝に堪能なる檢校を招きて技を演せしめたこともある。爾後芳春院の逝去する元和三年七月に至る間は、利長の後室玉泉院及び利常夫人が同時に生存して侍女從婢最も多く、士庶婦女子の風俗もその影響を受けて頗る奢侈に赴いた。従つて當時犀川・淺野川の河原に諸興行が起り、お吉・鹽竈・十五夜の女歌舞伎、宇右衛門・雅樂之助の淨瑠璃操、喜太夫・孫太夫の能操、藤村藏人の踊子の座、油屋與次郎の舞等の皆有名で、慶長の禁令も一たび効力を失うた。しかるに是等は常に下民の財を費さしめるのみならず、亦家中階級の徒が無錢觀覽せんとして騒擾の因を爲すことがあつたから、藩は更に之を禁止したが、寛永六年光高任官の慶事があり、次いで七年利長十七回忌法會の行はれたのを好機とし、興行師等は許可を得て薩摩節の磯之助・投節の金太夫等を招き、犀川河原に興行した。しかし八年四月城下火災後の市區改正により、その地を屋敷に宛てたから、再び之を廢せざるべからざるに至つた。又この寛永中には、利常がその兒小姓に踊を練習せしめて、所謂兒小姓踊なるものが起つたが、それは一時のことであつたと見える。その後明暦二年八月江戸の歌舞伎日向太夫が金澤に下り、東本願寺末寺に興行して諸人群集したとの記事があるが、延寶元年犀川五枚町の大坂屋喜兵衛は、歌舞伎狂言を演ずる者を招いて寺方で興行せしめた廉を以て斬罪に處せられてゐる。これは寛文四年七月の『最前被仰出候人形廻し』をどり子、並他國の座頭・舞廻、

無故もの、宿かす儀停止。」とある禁令に觸れたのであらう。降つて前田吉徳の初世に及んでも、歌舞伎は尙多く流行しなかつたから、婦女子の嗜好は多く昔曲舞踊に向かひ、その藝人を土家又は寺院に聘して興行したので、享保十七年冬に至り之を嚴禁した。然るに尙その効力がなく、十八年春又行はれたから、盜賊改方奉行茨木登右衛門は、馬廻組の士鹽川安左衛門の家を偵察し、觀客の十餘人を捕へて處罰し、安左衛門は訓戒を加へられた。十二月十二日盜賊改方は、又藩士渡邊伊織が藝人を招きたるを咎め、遂に逼塞を命じ、之と同時に今春禁を犯した鹽川安左衛門も遠慮を命ぜられた。

（二）大聖寺藩の演劇—かくて加賀藩では、その後久しく演劇その他の興行を見るを得なかつたが、支藩大聖寺領ではさうした禁令がなかつたと見え、寶曆十年江沼郡山中醫王寺が、堂宇修繕の資を得る爲富突を計畫した際、門前に操芝居を興行して頗る歡迎を得たことがあり、その後大夫政右衛門は毎年來つて附近諸邑に巡業し、又寶曆十三年には山代に藝子芝居があり、續いて能美郡串にもその興行を見たとき記されて居る。

（三）金澤の演劇復興—加賀藩の演劇は、安永四年八月以降許可を得て、金澤春日社内・宮腰等に淨瑠璃芝居を興行したのが復興の初と思はれるが、しかも當時は尙木遣狂言と稱して居た。次いで翌年五月から松任・山・上村等に、六年五月には卯辰八幡社に木遣狂言があつた。その後漸く隆盛となり、天明四年二月金澤愛染院が寺用支へざるを理由として芝居興行の許可を得、その収益甚だ多かつたから、他の寺社も之に倣ひ、翌年六月卯辰八幡社に人形操を催し、春日社・神明社等相次いだ。俳優は初め他國から來たが、幾くもなく日むき仙藏・泣興三助以下の地方俳優を生じ、諸社の祭禮にも常に之を見るに至つた。しかもその許可せられる場所は、寺社又は郡地に限られて居た。次いで同三年十二月藩は城下の民心を和らげる爲之を許すの可否を諮問し、町奉行は賛意を表したが、家老の輩の反對に遇つて、議亦遂に行はれなかつた。

（四）延命院の芝居—文政元年金澤町奉行山崎頼母範侃は、經濟界の不振を救ひ、下民をして職業を得しめる目的で、常設演劇場を建設せんことを建議し、その許可を得た。因つて同月十一日から犀川下流延命院附近に興行を開始したが、役者は中村歌之助・尾上新平・坂東七藏・尾上工右衛門で、翌年四月まで繼續した。これと同時に、三社の芝居といふのがあつたが、今その事歴を知るを得ぬ。

（五）犀川川上芝居—次いで藩は金澤町奉行をして一劇場を經營せしめる議を決し、文政二年四月犀川川上新町に之を建造し、五月竣工して初興行をなした。是より延命院芝居の役者は皆こゝに移り、地方俳優を交へて演技したが、小屋の設計と面積とが適當でなかつた爲、六月八日之を中止し、更に京都四條の南芝居を模して、前口十三間奥行三十一間半の巨屋を構へた。新小屋の開場は九月十二日、坂東七之助が座本であり、七之助は翌年から菊川松之助と改めた。四年六月藩は川上芝居の北方に別の劇場を起し、八月十八日開場して藤川一松を座本とした。是に於いて前者を南芝居といひ、後者を北芝居というた。然る

に南芝居の存在は多きに過ぎたから、十一年北芝居を廢し、南芝居を犀川川上芝居と復稱することにした。その後川上芝居は十年餘繼續したが、天保八年五月市川八百藏の來た時には、前年凶作の餘を受けたる飢饉に際會し、次いで翌九年七月十七日藩は川上芝居を停止し、その小屋を東本願寺末寺の掛所として寄進し、八月廿五日以降運搬した。

（六）妙義芝居—當時淺野川方面に在つては妙義芝居があつた。蓋し卯辰新町附近は細民の多い所であつたから、土地の繁榮を招き、彼等の生活を豊かならしめる爲であると稱し、俠客綿津屋政右衛門が出願して文政九年許可を得たのであり、その小屋は乘龍寺境内妙義社に近い溪谷にあつた。併し川上芝居を不振に陥れるとの理由から表面は手廻と稱し、尾上多藏等が出演したが、興行一回の後藩は川上芝居と共に禁止した。政右衛門は善後の策に苦しみ、卯辰八幡社境内に假屋を構へて興行を繼續したが、亦寺社奉行の爲に妨げられて止んだ。

（七）藩末の劇場—天保九年の禁令後、全く演劇を見なかつたが、文久の頃藩政の改革あるに際し、川上芝居の廢址と犀川川下延命院の荒地とに劇場を起し、次いで慶應三年寶久寺河原を埋立て、西御影町とし、こゝに延命院の劇場を移し、又卯辰山にも一劇場を建て、以て藩政時代の終末に至つた。

カフキモノ 歌舞伎者

前田利常の頃及んで歌舞伎者と稱する俠客めきた徒を生じ、金澤及び高岡に横行する者が多かつたから、慶長十五年その六十三人を捕へて斬に處し、首魁たる小將組の士長田牛之助・弟乙兵衛を